屋　久　島　鹿児島県熊毛郡屋久島町
口永良部島　鹿児島県熊毛郡屋久島町
種　子　島　鹿児島県西之表市、熊毛郡中種子町、南種子町
喜　界　島　鹿児島県大島郡喜界町
奄美大島　鹿児島県奄美市、大島郡龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町
徳　之　島　鹿児島県大島郡徳之島町、天城町、伊仙町
沖永良部島　鹿児島県大島郡和泊町、知名町
与　論　島　鹿児島県大島郡与論町
薩摩硫黄島　鹿児島県鹿児島郡三島村
薩摩竹島　鹿児島県鹿児島郡三島村
薩摩黒島　鹿児島県鹿児島郡三島村
口　之　島　鹿児島県鹿児島郡十島村
中　之　島　鹿児島県鹿児島郡十島村
諏訪之瀬島　鹿児島県鹿児島郡十島村
平　　島　鹿児島県鹿児島郡十島村
悪　石　島　鹿児島県鹿児島郡十島村
宝　　島　鹿児島県鹿児島郡十島村
小　宝　島　鹿児島県鹿児島郡十島村
宮　城　島　沖縄県うるま市
津　堅　島　沖縄県うるま市
久　高　島　沖縄県南城市
粟　国　島　沖縄県島尻郡粟国村
渡名喜島　沖縄県島尻郡渡名喜村
久　米　島　沖縄県島尻郡久米島町
伊　江　島　沖縄県国頭郡伊江村
伊平屋島　沖縄県島尻郡伊平屋村
伊是名島　沖縄県島尻郡伊是名村
渡嘉敷島　沖縄県島尻郡渡嘉敷村
座間味島　沖縄県島尻郡座間味村
阿　嘉　島　沖縄県島尻郡座間味村
慶留間島　沖縄県島尻郡座間味村
多良間島　沖縄県宮古郡多良間村
水　納　島　沖縄県国頭郡本部町
北大東島　沖縄県島尻郡北大東村
南大東島　沖縄県島尻郡南大東村
宮　古　島　沖縄県宮古島市
来　間　島　沖縄県宮古島市
大　神　島　沖縄県宮古島市
池　間　島　沖縄県宮古島市
伊良部島　沖縄県宮古島市
石　垣　島　沖縄県石垣市
竹　富　島　沖縄県八重山郡竹富町
小　浜　島　沖縄県八重山郡竹富町
黒　　島　沖縄県八重山郡竹富町
西　表　島　沖縄県八重山郡竹富町
波照間島　沖縄県八重山郡竹富町
与那国島　沖縄県八重山郡与那国町

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４号
島根県出雲市河下町1539番地５
債務者　ショッピングセンターわにぶちこと金築　正博
１　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１７６号
広島市西区高須１丁目３番35号
債務者　尾田　典幸
１　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石口　亜矢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
山梨県甲府市宮原町892番地５
債務者　小林　芳敏
１　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島わかな
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
山梨県中央市下河東3004番地７
債務者　小野　由弥（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島わかな
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５８９号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　カーサ藻岩台206号
債務者　鈴木　健一
１　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　政広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０号
熊本市東区新南部６丁目３番８号　エンゼルハイツ新南部103号
債務者　吉村　伸也
１　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内川　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
宮城県角田市笠島字反萩34番地１
債務者　加藤　陽介
１　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅沼　賢広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１２１４号
大阪市都島区網島町３番13―406号
債務者　藤島　　一
１　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部